

制定 2014 年 10 月 4 日

改訂 2016 年 3 月 26 日

改訂 2017 年 1 月 14 日

ギャンブル依存症 克服支援サイト SAGS 規約

ギャンブル依存症克服支援サイト SAGS
(Support Addiction Gambler Site)

制定 2014 年 10 月 4 日

改訂 2017 年 1 月 14 日

SAGS の理念について

・ SAGS 設立の理念

ギャンブル依存症克服支援サイト SAGS（以後 SAGS と呼ぶ）は、依存症ギャンブラーとその家族を支援し、社会に貢献することを目的として設立する。

・ SAGS の立場

SAGS は、いかなる政治団体、宗教団体、営利団体にも属さない。SAGS の支援者に対しては中立的な立場で支援を受け入れ、その支援を利用者にサービス・コンテンツとして還元・提供することを信条とする。

・ SAGS の思想・見解

SAGS は、ギャンブル全般に否定的な立場をとらない。その思想はあくまで、ギャンブル依存症問題で困った人々を救済するためにのみ開放され、ギャンブルの否定・ギャンブル主催者への批判を主たる目的としない。

ただし依存症ギャンブラーとその家族への救済・支援の立場から、依存を助長する行為や不適切と思われるギャンブルの誘致、その他我々が支援する人々にとって不合理かつ有害と思われる政策等については批判し、それを是正するための提言・活動を行う。

・ SAGS の活動

SAGS は、ギャンブル依存症の克服を支援するものである。依存症ギャンブラーの家族については、依存者本人が克服し社会的自立を果たすためのコンテンツを提供する。

依存者本人に対しては、「生活環境と生活習慣を改善し 人間関係を構築する」ことにより、社会的自立ができるよう支援する。

一方で家族に対しては、依存症ギャンブラーを取り巻く環境や人間関係の改善を促し、問題解決に向けたアドバイス・提言を行うものとする。

SAGS の手法とは医療でなく、宗教でなく、営利を目的とする団体や施設への参加を勧めるものでもない。SAGS は WEB 上におけるコンテンツとサービスをもつばらの手段とし、依存症ギャンブラーとその家族に対する支援を行う団体である。

- ・情報の開示

原則として、SAGS は個人情報など法令で公開が制限されているもの以外について、その活動の内容をすべて開示する。

- ・SAGS の組織・規定

SAGS を構成するのは、「正会員 利用会員 賛助会員」とする。詳しくは、「SAGS 規約」による。

以上

制定 2014 年 10 月 4 日

改訂 2016 年 3 月 26 日

改訂 2017 年 1 月 14 日

ギャンブル依存症克服支援サイト SAGS 規約

第一章 名称及び事務所

(名称と本拠地)

第一条 本会は「ギャンブル依存症克服支援サイト SAGS (Support Addiction Gambler Site)」と称し、事務所を代表宅に置く。以後、SAGS を「本会」と呼ぶ。

第二章 目的

(会の目的)

第二条 本会は、日本国内における依存症ギャンブラーの克服及び社会復帰を支援し、社会に貢献することを目的とする。

第三章 会員

(種別と資格)

第三条 本会における会員は会の目的と主旨に賛同する以下の会員で構成される。

- 2 (1) 正会員 (指導員)
- (2) 利用会員
- (3) 賛助会員 (個人・法人を問わず)

(権利)

第四条 会員はすべて、会が提供するサービスやコンテンツを利用する権利を有する。

- 2 正会員は総会に出席し、役員選任その他会の運営・活動における議決権を行使することができる。
- 3 正会員は、自らを含む会員1名を役員として推薦することができる。
- 4 利用会員・賛助会員は、会が提供するサービスやコンテンツ利用の権利を有する。

(義務)

第五条 会員は、会費を納入する義務を有する。

- 2 会員は公序良俗をわきまえ、法令を遵守して活動すること。
- 3 正会員は会の活動及び運営にかかわり、ボランティアに携わる市民として恥ずかしくない行動をとること。

第四章 経理

(支出)

第六条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもって支出する。

(資産)

第七条 本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付
- (3) 事業にともなう収入
- (4) サイトから生ずる収入
- (5) その他の収入
- (6) 備品

(会費)

第八条 会費は会員の資格により、次の通り徴収する。

- (1) 正会員 会費なし
- (2) 利用会員 年額 5000 円

(3) 賛助会員 個人・法人を問わず年額 30000 円を徴収する。

(会計年度)

第九条 会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(銀行口座)

第十条 本会の銀行預金口座は本会の名義とする。

2 本会の口座は「本会口座」と「オフ会基金口座」の 2 種類とし、オフ会基金口座の運用については、別途「オフ会規定」に準じて行うものとする。

第五章 役員並びに正会員

(役員)

第十一条 本会の役員は第 2 項の通りとし、少なくとも 2 名の正会員より推薦を受けて役員会で互選された後、総会によって承認を得なければならない。

2 各役員の構成と定数は以下の通りとする。

- (1) 代表 1 名
- (2) 代表補佐 2 名もしくは 1 名
- (3) 書記 1 名
- (4) 会計 1 名
- (5) 会計監査 1 名
- (6) 広報担当 2 名もしくは 1 名

(役員任命と任期)

第十二条 役員任期は 2 年とし、会計年度と一致させ重任を妨げない。但し、初年度(2015 年度)以降は、その半数を 1 会計年度ごとに改選する。

2 役員役付は原則として、1 会計年度ごとの役員人事によって行う。

3 会計は世帯主かどうかを問わず、平日の銀行取引が可能な者を任命する。

4 役員事故ある時は役員会にて後任を選出し、前任者の残任期間を任期とする。

5. 役員の任命は、少なくとも2名以上の正会員の推薦によらなければならない。

(役員の仕事)

第十四条 役員の仕事は次の通りである。

1. 代表

- (1) 外部に対して本会を代表する。
- (2) 総会・役員会を招集する。
- (3) 銀行口座印使用時、その押印は代表が行う。
- (4) 当会の印章は代表が保管する。
- (5) 規約・名簿等重要書類は、代表と書記双方が同一のものを1部ずつ保管する。

2. 代表補佐

- (1) 代表を補佐する。
- (2) 代表事故の時、その代理をする。

3. 書記

- (1) 諸記録にあたる。
- (2) 会の運営に必要な文書を作成する。
- (3) 諸通知の発送及び、サイト上での告知をする。
- (4) 代表と合わせて、重要書類を保管する。

4. 会計

- (1) 会計事務の処理にあたる。
- (2) 会計監査を受け会員に報告する。
- (3) 預金通帳、会計に関する帳簿関係を保管する。

5. 会計監査

- (1) 会計状況を監査し会員に報告する。

(正会員の役割と仕事)

第十五条 正会員は、当会における依存症ギャンブラーへの支援と指導、及び会の運営を役割とする。

- 2 正会員は実社会 WEB 上を問わず、依存症ギャンブラーの支援活動を行う。
- 3 正会員は、本会が有するサイトの管理を行う。
- 4 正会員は、オフ会やセミナーなど会が主催するイベントを開催する。
- 5 正会員は、会費の徴収や寄付の募集等、会の運営に携わる。
- 6 正会員は、利用会員からの電話相談に応じる。
- 7 正会員には、通信費や交通費事務費・手数料などを支給する。

第六章 総会 役員会

(総会)

第十六条 総会を本会最高決議機関とし、議決には過半数の賛成を要する。

- 2 総会の議長は総会で選出後、指名されねばならない。

(代表権)

第十七条 総会において、議決権を行使できる会員は正会員のみとする。

(受任者)

第十八条 総会に欠席する正会員の委任を受ける者は、本会の正会員でなければならない。

- 2 総会の欠席および委任状において受任者が指定されない場合、委任者は総会議長に一切の権限を委任したものと判断する。(白紙の委任状等を含む)

- 3 その他議決を求める案件の連絡に対し7日間返信が無い場合、その正会員は権限を放棄し役員会に採決を一任したものと見なす。

(定足数)

第十九条 総会の定足数は第十八条に定める代表者総数の3分の2とする。

2 総会が定足数に満たない場合、総会における議案は役員会の議決をもってこれに代わることができる。

3 但し、総会開催の案内から7日が過ぎても出欠の連絡が無い正会員については、議長に一切の権限を委任したと見なし定足数に含める。

(定時総会 臨時総会)

第二十条 定時総会を年1回開催する。但し、代表が必要と認めた時及び第十六条に定める代表者の3分の1以上の要求があったとき、代表は臨時総会を開催する。

(総会の議案)

第二十一条 総会では次の議案を取り扱い、承認議決する。

- (1) 事業報告
 - (2) 会計決算報告
 - (3) 資産管理報告
 - (4) 次年度事業計画
 - (5) 次年度予算案
 - (6) 新役員の任命
 - (7) その他重要事項
- 2 規約の改正と追加は役員会で立案され、総会の承認をもって効力を得る。
- 3 総会の記録は書記が議事録を作成し、代表と書記が1部ずつ保管する。

第七章 文書の記録と保管

(記録と保管)

第二十二条 役員は会運営と任務遂行に伴う文書を記録し、保管しなければならない。

2 SAGSの文書保管期間は次の通りとする。

- (1) 連絡等の簡易な文書・メールは1年とする。
- (2) 規約及び細則・付則の文書は永年とする。
- (3) 役員名簿の文書は永年とする。
- (4) 資産台帳及び備品台帳の文書は永年とする。

- (5) 総会資料の文書は永年とする。
- (6) 会計帳簿・会計帳票類・預貯金通帳は 5 年、その他、証票書類の保管期間は 3 年とする。
- (7) 永年保管で 5 年を経過した文書、及びその他保管期間を過ぎた文書はデジタル化での保管（PDF 等、改ざんが防止できるファイル）を認める。

- 3 文書の保管期間は、当該文書等の作成日の属する会計年度終了日の翌日から起算する。

（個人情報保護方針）

第二十三条 正会員は、会員名簿・役員名簿等、個人情報が記載されている文書の保管については細心の注意を払い、所定の方法（第 3 項）に従うこと。

- 2 SAGS 内における個人情報の開示については次の通り取り決める。
 - (1) 会員名簿・役員名簿の閲覧には原則応じない。
 - (2) ただし、会の運営にかかわる業務に携わる者においては、その限りではない。
- 3 個人情報の保管については細心の注意を払い、サーバーやパソコン内のファイルで保管するときは、改ざんできない形式（PDF）にて行うこと。

（禁止行為）

第二十四条 参加者に対する禁止行為については、別途「掲示板のルール」と「オフ会規定」で定める。

（罰則）

第二十五条 禁止行為に対する罰則については、別途「掲示板のルール」と「オフ会規定」で定める。

- 2 強制退会者の処遇についても、別途「掲示板のルール」と「オフ会規定」で定める。
- 3 罰則の適用は、役員会の決定を持って執り行われる

以上

(附則第 1)

制定 2014 年 10 月 4 日

改定 2017 年 1 月 14 日

SAGS 主催 公式オフ会規定

SAGS は当会が主催する掲示板の参加者に対し、レベルアップと交流を目的として、公式オフ会を開催する。オフ会についての取り決めは、次のとおりとする。以後、公式オフ会をオフ会と呼ぶ。

1) オフ会の定義・責任

1. SAGS 主催の公式オフ会は、5 月と 11 月にそれぞれ東京と大阪にて、年に 2 回行うものとする。
2. その他の地域で有志によるオフ会を開催する時は、その名称を「親睦会」等任意の名称とし、開催の時期・趣旨・規模・目的などは時々の主催者に一任する。尚、親睦会に関しては、今回のオフ会規定を適用しないものとする。
3. オフ会という名称を用いるのは、公式オフ会のみとする。
4. 原則としてオフ会は、第 1 部のセミナーと第 2 部の懇親会・交流会で構成されるものとする。
5. SAGS はオフ会による事故・損害等の責任を一切負わない。参加者はそのことを了解したうえで参加すること。

2) オフ会規定とオフ会の目的

1. オフ会規定は SAGS 規約（ルール）の附則として、平成 26 年 5 月末日より効力を発する。

2. オフ会規定は SAGS 規約に基づいて、決定・改正される。
3. オフ会基金についての取り決めは、SAGS 規約と掲示板のルールに基づいて行われる。
4. SAGS におけるオフ会の目的は、次の 4 つとする。
 - ・参加者同士の親睦を深める。
 - ・克服に必要な知識を得る。
 - ・掲示板運営の意思を決定する。
 - ・交流を通じて、断のモチベーション高揚に努める。

3) オフ会参加資格

1. オフ会に参加できるのは、オフ会規定に従うことを了承し、かつ次の条件を満たす者である。
 - ・ SAGS の会員、もしくは参加者であること。
 - ・ オフ会参加費用を自ら捻出できること。(参加者同士の金銭貸借による参加は認めない)
 - ・ オフ会参加締切日までに、幹事と日常的に連絡が取れる連絡先を交換できること。
(メールアドレス・電話番号など)
 - ・ 複数のニックネームを使用していないこと。(成りすまし行為の防止と同一性の確認)
 - ・ SAGS 参加者の家族・パートナーで、事前に SAGS に参加した者
2. 但し管理者側で参加者として不適格と見なした人物は、参加を認めない。

4) オフ会参加者のルール

1. 当掲示板の公式オフ会に参加する者は、次のルールを遵守するものとする。
 - ・ SAGS 規約 (ルール) に基づいて行動すること。
 - ・ 他の参加者に迷惑をかけること。
 - ・ 宣伝や営利目的で参加しないこと。
 - ・ 金銭目的で参加しないこと。
 - ・ 男女間の出会いの場として利用しないこと。

- ・やむを得ぬ事情によりキャンセルする場合は、速やかに幹事に報告すること。
- ・キャンセル料金が発生した場合、即日、指定口座までキャンセル料を振り込むこと。
- ・飲酒しても泥酔しないよう節度有る参加を心掛けること

2. 以上のルールに違反した者は、以後オフ会に参加することを認めない。

5) オフ会の運営：(幹事の役割と待遇 参加費)

1. オフ会の運営は原則として、2名の幹事によって行う。

2. 幹事の選任はオフ会開催中に行うが、選出はその限りでない。：事前に、幹事の委任・引き継ぎ等を行っておくことが望ましい。

3. 幹事は会場を決め、オフ会全般を取り仕切る。

4. 幹事は会場の下見や予約などを行う。

5. 幹事の待遇は以下のとおりとする。

- ・会場視察・用意などの為に生じた交通費や通信費などは、オフ会から支給する。
- ・オフ会は、参加者数に応じ、幹事の懇親会参加費用を免除もしくは援助する。詳細については、参加人数が決定次第、掲示板上で告知すること。

6. 幹事は参加者の要望に応じ、参加費の領収書等参加を証明する書類を発行する。

7. 幹事はオフ会開催費用の明細と領収書を保管し、要望があった場合は提示できるようにする。：情報の開示と明朗な会計

8. オフ会参加費の内訳は「会場費 飲食費 資料などの経費」の他、「オフ会賛助金」とし、「オフ会賛助金」は1名につき一律300円を徴収する。

9. オフ会賛助金は、幹事の参加費を負担しオフ会基金の原資を得る目的で徴収する。オフ会基金の目的等については後述する。

10. オフ会賛助金の徴収は、1部2部を問わず一律で行う。ただし1名につき、1回の徴収

とする。

6) オフ会での禁止行為

：SAGS は、オフ会のルールと合わせ次の項目を禁止行為と定める

1. オフ会会場及び施設内で撮影した写真を、ブログや SNS などのメディアに掲載する行為は固く禁止する。ただし個人同士が了解のうえで撮影し公開することに対しては、制限を設けない。

※オフ会参加者全員の集合写真などは、モザイク加工など個人情報を特定しない加工を施した上で SAGS のメディア上に載せる場合があるので、そのことを了解しない参加者は写真撮影に加わらないこと。

2. 個人名・会社名・住所などの、個人情報を流出させる行為は禁止する。

3. 原則として、参加者本人以外の参加は禁止する。尚、友人・家族であっても、オフ会参加は認めない。

※ただし、家族・パートナーなどが参加したい場合、事前に SAGS に参加することでオフ会参加資格を得るものとする。(依存者の家族やパートナーの参加は、依存者本人のカミングアウトに基づいている必要がある)

4. 金銭の要求や暴力・ストーカー等の犯罪行為は、発見次第、当局に通報する。

5. 参加者を名乗った取材行為、その他不適切な行為は発見次第、退場とする。

6. 男女間の出会いを目的とした参加は禁止する

7. 金銭目的、その他ギャンブル依存症克服以外を目的とする参加は認めない

8. 上記の禁止行為に違反した人物については、「強制退会」もしくは「オフ会参加を認めない」など管理者側で罰則を設ける。強制退会となった人物は、再び SAGS に参加することを許可しない。尚、罰則の適用は、役員会の承認を経て行うものとする

7) オフ会における最低限のマナー

1. オフ会参加者は、以下のマナーに気をつけて行動すること。

- ・参加者同士での金銭貸借、およびオフ会参加費・交通費等の援助はしないこと。(SAGSの意志・理念と大きく外れるので)

- ・会場内でのプレゼント交換はしない。個人的な贈り物などは、会場外でオフ会とは別に行うこと。尚、参加者の負担を増やすので、お土産なども原則持参しない。(持込・持ち寄りで行う懇親会などは除く)

- ・本名・職業など、個人情報に強引に聞き出そうとしないこと。また、参加者自らも、自身の個人情報流出には気を使うこと。

- ・体調管理には参加者自ら気をつけること。食品に対するアレルギーについては、事前に幹事へ告知し当日提供される食事について問題が無いか確認しておくこと。

- ・オフ会開催後、人間関係のトラブル防止に努めること。(オフ会はWEB上での交流が現実となるものである。参加者自ら、トラブルを招かぬよう気をつけること)

- ・帰宅したら、ひとことで良いので無事の報告をすること。(掲示板のオフ会スレを利用する。個別のレスは時間がかかり大変なので、簡易に済ませても差し支えない)

- ・マナー違反を繰り返す人物については、次回からオフ会参加を認めない。

8) オフ会参加費用積み立ての奨励

1. SAGS では、年に 2 回のオフ会参加を促す為、「オフ会参加費用の積立」を奨励し、その為にスレッドを作成・運営する。

2. スレッド参加者は積立開始日と積立額(1 回分)を告知し、スレッド内で月に 1 回積立完了の報告をすること。

9) オフ会基金の設立

1. SAGS は、オフ会開催をスムーズに行うためオフ会基金を設立する。基金の詳細については次に記す。

- ・オフ会基金は、オフ会開催の資金援助を目的として設立する。
- ・オフ会は、基金に対し幹事が負担する参加費の免除・援助を求めることができる。
- ・オフ会はやむを得ない事由で開催費が足りなくなった時など、基金からの資金援助を求めることができる。
- ・オフ会基金は、上記の目的にのみ使用することができる。
- ・オフ会基金を置く口座は SAGS 名義とし、通帳とキャッシュカードは会計が保管する。オフ会開催時におけるキャッシュカードの取り扱いは、幹事に一任する。
- ・基金の利用は、必ず複数幹事によって決定され執り行われなければならない。
- ・オフ会参加費用等の徴収額が開催費を上回りし時は、これを基金の原資に繰り入れる。
- ・オフ会賛助金の余剰金は、その全額をオフ会基金の原資として繰り入れる。
- ・開催における会計の明細と寄付された金額について、幹事はレシートと共に会計報告の資料として保存すること。
- ・基金の原資は 当初 5 万円とする。
- ・基金の利用と運用については、第 1 回目のオフ会から開始するものとする。
- ・その他基金についての取り決めは、SAGS 規約とオフ会規定に基づいて決定されるものとする。(通帳の管理や印鑑の保管など)

10) オフ会第 1 部（セミナー）のオープン化

1. SAGS は、次の条件を満たした場合に限り、SAGS 参加者以外のセミナー受講を認める。ただし、セミナー受講料を支払うことが可能な人物に限る。

- ・ SAGS の活動に賛同する依存症ギャンブラー本人
- ・ SAGS の活動に賛同する、依存症ギャンブラーの親族・家族、もしくは関係者
- ・ 事前に管理者にセミナー参加希望を申し立て、管理者側が了解した場合
- ・ オフ会第 1 部セミナー開催告知後、参加締め切り日を過ぎても残席数がある場合、
- ・ 受講希望者が、SAGS 規約及びオフ会規約を遵守することに同意する場合

2. SAGS を強制退会となった人物、及び参加に不適格と思われる人物の受講は認めない。

3. SAGS 参加者以外のセミナー受講については、オフ会基金を徴収しない。ただし、

会場等の条件によっては、別の料金を徴収する場合がある。

11) その他の取り決め

その他の取り決めについては、SAGS 規約に準ずるものとする。

以上

(附則第2)

制定 2014 年 10 月 4 日

改定 2017 年 1 月 14 日

SAGS のプライバシーポリシー(個人情報に対する考え方)

SAGS では以下のプライバシーポリシーを掲げ、利用者の個人情報を保護するために細心の注意を払っています。SAGS が提供するコンテンツ及びサービスを利用した場合はプライバシーポリシーに同意したものとみなされますので、本プライバシーポリシーの内容を熟読して SAGS に参加してください。

●個人情報とは

このプライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、個人に関する情報であり、その情報に含まれる氏名、生年月日、E メールアドレスその他の記述によりその個人を識別できるものをいいます。

●個人情報の収集方法

SAGS は、いくつかのコンテンツ・サービスをご利用いただく際に、氏名、生年月日、E メールアドレス等の個人情報を収集させていただく場合があります。これらの情報は、すべて下記の収集目的に従って、適法かつ公正な手段により収集されます。人種、民族、家系、家柄、本籍地、宗教、政治的見解及び労働組合への加盟に関わる個人情報については、これを収集・利用いたしません。

●個人情報を収集・利用する理由と目的

SAGS が個人情報を収集または利用する理由と目的は、以下のとおりです。

1. 利用者が SAGS の提供するサービス・コンテンツを利用する際に必要不可欠である場合

2. SAGS が新規会員を募集し、登録する場合
3. SAGS の活動方針決定やサービス向上に役立てるため アンケートや調査を行う場合

●情報の第三者への開示について

1. SAGS は、下記 2. に該当する場合を除き、利用者の同意なく個人情報を第三者に開示することはありません。
2. SAGS は、以下の場合には個人情報を第三者に開示することがあります。
 - ・法令により情報の開示が求められる場合
 - ・人の生命、身体または財産の保護のために必要があると当方が判断した場合
 - ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力すること その他公共の利益のために特に必要があると SAGS が判断した場合
 - ・利用者・参加者または SAGS の権利の確保のために必要であると 当方が判断した場合

●個人情報の訂正および削除

1. 利用者は所定の手続きにより、以下の請求を行うことができます。
 - ・SAGS の保有する自己の個人情報が誤った情報でないことを確認すること
 - ・SAGS の保有する自己の個人情報が誤った情報である場合に、それを訂正または削除すること
 - ・SAGS は、前項の個人情報の訂正または削除の可否を決定した場合には、遅滞なく当該参加者に通知します。
 - ・これらの請求を行いたい場合には、プロフページか掲示板上でお知らせください。追って当方から連絡させていただきます。

●免責事項

SAGS は、個人情報の不当なアクセスによる紛失、破壊、改ざん、漏洩などのリスクに対して、合理的かつ厳正な安全対策を講じておりますが、以下の事由など当方の責に帰すべからざる事由を原因とする個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などに関しては、

責任を負いかねますので、ご注意ください。

1. 誰でもアクセスできる形態で インターネット上に個人情報を開示した場合
2. SAGS が管理するウェブサイト以外で 個人情報を開示した場合
3. 利用者自らが使用した端末から 個人情報が漏れた場合または利用者の管理下にあるパスワードの使用を原因として個人情報が漏れた場合
4. 各種登録フォームに利用者が入力されたメールアドレスが間違っている場合（各種申込フォームでは内容を利用者に確認していただくために、登録されたメールアドレスに申込情報を自動的に配信する仕組みになっています。そのため間違ったメールアドレスであっても、そのメールアドレスに申込情報が自動的に配信されます。）

●セキュリティについて

個人情報の登録が発生する Web ページではデータ送信の際に、業界で機密保持の標準規格として使用されている SSL (Secure Socket Layer) 暗号化技術を使用しております。

●プライバシーポリシーの変更

1. 本プライバシーポリシーの内容は、利用者に通知をすることなく変更されることがあります。
2. 変更後のプライバシーポリシーについては、SAGS が別途定める場合を除いて、SAGS が管理するウェブサイトに掲載した時から効力を生じるものとします。

以上

(附則第3)

制定 2009年3月4日

改訂 2017年1月14日

掲示板参加者のスローガンとマナー

● 掲示板参加者のスローガン

- 一つ 我々参加者は ギャンブル依存症克服を目的として掲示板に参加することを誓います
- 一つ 我々は参加者同士の絆を大切にし 共に進歩できるように努めます
- 一つ 我々はルールを遵守し 掲示板に参加いたします
- 一つ 我々はマナーに気をつけて 掲示板に参加いたします
- 一つ 我々は断パチ・スロ3原則を心がけ 頑張ることを誓います
- 一つ 我々は私生活でも 自らの依存を克服できるよう努力します
- 一つ 我々は ギャンブル依存症を克服するためのマインドを培います
- 一つ 我々はギャンブル依存症を克服し 幸せになることを最終目標とします

● 掲示板のマナー

- ・思いやりのある書き込みを心がけること
- ・他人を攻撃しないこと
- ・荒らし行為をしないこと
- ・丁寧な言葉づかいを心がけること
- ・HNを替えて登録するときは、掲示板上で報告すること

- ・わかりやすい言葉使いを心がけること
- ・他の参加者さんの誘惑となる書き込みを慎むこと

● 掲示板上で頑張してほしいこと

- ・断パチ・スロ3原則を守ること
- ・できる限りマメに書きこむこと
- ・達成日数をカウントすること
- ・達成日数に応じたスレを有効利用すること
- ・スリップしたら必ず報告すること
- ・参加者同士で参考になる情報・意見などを交換すること

● 日常的に気をつけるべきこと

- ・ゲーセンに行かないこと
- ・ギャンブル系のアプリ・ゲームを携帯にインストールしないこと
- ・コンビニでギャンブルの本を立ち読みしないこと
- ・余分なお金を持ち歩かないこと
- ・キャッシュカード等を持ち歩かないこと
- ・禁煙にも努力すること
- ・一人になる時間を作らないこと
- ・誘惑する人に近づかないこと
- ・通勤通学ルートに気をつけること

● マインド・目標

- ・自分が依存者であることを自覚する
- ・一生行かないと覚悟する
- ・日常的にSAGSの仲間たちと交流する
- ・毎日行かないと自分に誓う
- ・毎朝行かないと家族に誓う
- ・仲間たちに「行かないと誓う
- ・借金返済に全力を注ぐ

- ・家計簿をつける
- ・部屋を整理整頓する
- ・家事を進んで引き受ける
- ・ギャンブル以外の楽しみを探す
- ・自分へのご褒美を用意する
- ・ギャンブルで得る金をあてにしない
- ・失ったお金を取り戻そうと思わない
- ・但し失った時間を取り戻そうと思って頑張ることは推奨する

以上

(附則第4)

制定 2009年 3月 4日

改訂 2016年 5月 11日

改訂 2017年 1月 14日

SAGS 参加者のルール

1. SAGS の利用法

: SAGS が提供するコンテンツを利用したい方は、SAGS に登録していただく必要があります 登録後あなたのプロフィールを編集し、掲示板のパスワードをご確認ください 以後、「ギャンブル依存症克服の掲示板」と「SAGS フォーラム」を合わせて、「コンテンツ」と呼びます

尚、SAGS への参加は無料です (オフ会・懇親会などへの参加は実費)

2. スリップした方へ

: 奮闘むなしくスリップしてしまった方は、掲示板のスリップ報告スレで断ギャンブル宣言し、新たにカウントを始めましょう プロフィールの断カウント日数も巻き戻して出直してください

他の参加者さんから多少厳しいレスがあるかも知れませんが それも自分のためと思って再発防止に努めましょう

3. 無断での宣伝・売り込みの禁止

: コンテンツ内においては 管理人の許可なく宣伝・広告することを禁じます

原則として 商用の使用を禁止します スポンサーになっていただける方は 事前に管理人までお知らせください その場合は 参加者への援助として歓迎いたします

4. 個人情報について

：個人を特定できる情報については 本人・第三者を問わずコンテンツ内での書き込みを禁止します 本名・電話番号・メールアドレス・人物の写真などの個人情報を書き込んだり載せたりしないよう、注意してください

この規定に反する場合投稿を削除しますので 悪しからずご了承ください

5. 書き込みの制限

：コンテンツへの書き込みは 参加者のみと制限させていただきます

特定の個人・団体を攻撃・中傷する書き込み 差別的な書き込み等は禁止します 特定の出来事・行為などについての意見・批判は制限しないとしします

平和な参加を心掛けましょう

6. コンテンツを利用できる人

：SAGS のコンテンツを利用できる方は SAGS に登録した依存症ギャンブラーもしくはその家族・関係者と限らせていただきます（どなた様に限らず、SAGS に登録してメンバーになっていただく必要があります）

タバコ・酒などの依存者が ギャンブルと同時にカウントするのもOKです どうぞご利用ください

7. サイト紹介について

：参加者自身のサイト・掲示板・SNS の宣伝及び参加者の誘導は、混乱を招くので禁止します 但し、コンテンツに書き込む際、参加者自身のブログ URL を残すことは認めます

8. 禁止行為

：SAGS の利用に於いては、次の行為を固く禁じます

1. なりすまし行為
2. 掲示板パスワードの漏洩
3. 荒らし目的の書き込み
4. 金銭目的の参加
5. 宣伝や広告目的の参加
6. 男女間の出会い目的の参加
7. 複数の ID 登録及び複数のニックネーム使用
8. 他人の個人情報を書き込む行為
9. 暴言や差別的な発言
10. トラブルの原因となる書き込み
11. 個人攻撃（相手が特定されない場合も含みます）
12. 参加者同士の金銭の貸借
13. アダルト関係や暴力関係など、他の参加者が不愉快となる書き込み
14. その他迷惑行為（ギャンブル依存症克服が目的でないもの）

9. 罰則

：禁止行為については、罰則を設けます 禁止行為の項目 1. から項目 8. については、発覚した時点で強制退会とさせていただきます また、悪質な者については当局に通報いたします

その他の行為でも注意を無視したり繰り返したりする場合は、強制退会とします のであしからずご了承ください 強制退会となった人物は、再び SAGS に参加することを許可しません 尚、罰則の適用は、役員会の承認を経て行うものとします

10. その他の取り決め

その他の取り決めについては、SAGS 規約に準ずるものとします。

以上